

令和3年那審第1号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年3月18日09時37分

沖縄県糸満漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 12トン

登 録 長 13.32メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 426キロワット

3 事実の経過

Aは、平成元年7月に進水した、船体後部に操舵室を設けたFRP製漁船で、操舵室内中央にGPSプロッター及び操舵輪が、その右前方にレーダー2台並びにGPSプロッター及び魚群探知機各1台がそれぞれ設置され、a受審人が単独で乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年3月18日09時20分糸満漁港を発し、同漁港北方沖合の漁場に向かった。

ところで、糸満漁港西部にはさんご礁が拡張しており、同漁港を出航する船は、同さんご礁の南方に設置されている糸満港西水路第3号灯浮標（以下、灯浮標の名称については「糸満港西水路」の冠称を省略する。）及び第4号灯浮標、第1号灯浮標及び第2号灯浮標それぞれの間を航行し、第1号灯浮標を航過した後、針路を転じていた。

また、a受審人は、約55年間小型漁船に乗っており、昭和49年に小型船舶操縦士の免許を取得後、船長職を執り、例年9月から翌年4月までは糸満漁港を基地としていたもので、同漁港西部に拡張するさんご礁の存在は承知していたものの、当時、その存在について失念していた。

a受審人は、GPSプロッター2台を作動させ、レーダー2台を休止した状態で漁港内を航行し、09時27分トコマサリ礁灯標から031度（真方位、以下同じ。）2.27海里にある糸満漁港第2防波堤（北）の東端にある標識灯（以下「基点」という。）から163度300メートルの地点で、針路を254度に定め、速力を5.0ノット（対地速力、以下同じ。）として、手動操舵によって進行した。

a受審人は、09時33分半基点から238度1,030メートルの地点に至ったとき、糸満漁港西部に拡張するさんご礁の存在を失念し

ていたことから、針路を269度に転じ、船首方540メートルのところの同さんご礁に向首したが、前方に波が立っていなかったことから、浅いところはないと思い、GPSプロッターで浅所等の存在を確認するなど、水路調査を十分に行わなかったため、同さんご礁の存在に気付かなかった。

a 受審人は、前示さんご礁に向首続航し、09時37分僅か前右舷前方にさんご礁を認めたものの、どうすることもできず、09時37分基点から248度1,520メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、糸満漁港西部に拡張するさんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の南東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷等を生じ、後日修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、糸満漁港において、漁場に向けて航行する際、水路調査が不十分で、同漁港西部に拡張するさんご礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、糸満漁港において、漁場に向けて航行する場合、同漁港西部に拡張するさんご礁に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで浅所等の存在を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前方に波が立っていなかったことから、浅いところはないと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、糸満漁港西部に拡張するさんご礁に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年7月28日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明